

新潟市教育委員会要綱の作成及び審査についての要綱

新潟市教育委員会における要綱の作成と審査については、別に定めるもののほか、新潟市要綱の作成及び審査についての要綱の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和62年9月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際既に制定されている要綱については、従前の例によるものとし、改廃を行うときから、この要綱を適用するものとする。